

仕様書

1 契約の内容

- (1) 種類：普通乗用自動車、普通貨物自動車、軽乗用自動車、軽貨物自動車の全ての車種に対応可能
- (2) 料金単位：1日間、7日間及び1か月間
- (3) 履行期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 請求金額：レンタル料金（保険補償料を含む）、燃料費及びオプション料金

2 貸出方法

- (1) レンタカーの賃貸借に関し、受注者の貸渡約款による自動車貸渡証の借受人欄にレンタカー借受者の氏名を記入した後、貸渡証を交付し、レンタカーを貸し渡すものとする。
- (2) レンタカーの貸出し及び返還は、原則として同一営業所とし、受注者の定める営業時間内とする。なお、事情により他の営業所等へ返還又は乗り捨てする場合は、事前に乗り捨て場所等を協議し、貸し渡すものとする。
- (3) 受注者はレンタカーを貸し渡す場合は、燃料を満タンにして貸し渡すものとし、発注者はレンタカーを返還する場合も、給油所で燃料を満タンにするものとする。
なお、返還する際、事情により給油出来なかった場合には、代金の請求時に走行距離に応じた給油代金を請求するものとする。
- (4) 原則としてレンタカーの配車及び返還する場合は、発注者の指定する埼玉県内の警察施設まで、受注者が車両を搬送、回収するものとする。

3 損害保険

借り受けレンタカーには、強制賠償保険のほか、以下の任意保険を加入しておくものとする。

- (1) 対人：無制限
- (2) 対物：2,000万円
- (3) 人身傷害：3,000万円
- (4) 車両：時価
- (5) その他：免責補償、盗難担保付、レッカー料金（自走不能の場合、現場から最寄りの自動車整備工場までの移動）

4 代金の請求

支払請求書の提出については、契約書で定めるものとし、支払請求書の内訳については、次のとおりとする。

- (1) レンタカー料は、1台ごとに利用日数及び利用額を記入すること。
- (2) レンタカー料は、利用日数で利用額を算出すること。
- (3) 利用期間が7日を超え25日未満の場合には、利用期間を7日ごとに区切って計算すること。
- (4) 利用期間が25日を超え31日以下の場合には、1か月料金とすること。
- (5) 利用期間が1か月を超える場合は、利用開始日の翌月の前日までを1か月間の料金とし、端数日については、(3)の要領により記載し請求すること。
- (6) 燃料は、1台ごとに種別と使用量を記入すること。
- (7) 燃料は、受注者と給油業者との契約単価とすること。
- (8) レンタカーの標準装備に含まれていないものをオプション扱い（付加内容については、発注者と事前に調整を図る。）とし、レンタル料金と合わせて請求すること。

5 ノンオペレーションチャージ

レンタカー使用中に事故を起こし、車両に損傷を与えた場合には、埼玉県が被害者である場合を除き、修理期間中の営業補償として、貴社の料金表に基づき、発注者が負担するものとする。

6 その他

契約に疑義が生じた場合には、その都度埼玉県警察本部刑事部刑事総務課と協議するものとする。